

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案要綱

第一 職務雑費の廃止

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。

(第五条第十項及び第十六条第九項関係)

第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

2 この法律の施行の日前に係る分の裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)

◎ 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条〔略〕 ②～⑨〔略〕 〔削る〕</p> <p>第十六条〔略〕 ②～⑧〔略〕 〔削る〕</p>	<p>第五条〔略〕 ②～⑨〔略〕</p> <p>⑩ 委員長は、国会の開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第九条第二項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第十六条〔略〕 ②～⑧〔略〕</p> <p>⑨ 裁判長は、国会開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長との協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。</p>